

県民の生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

平成十五年三月二十五日
条例第七号

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 公害の防止に関する規制等
 - 第一節 ばい煙発生施設等に関する規制（第六条—第二十五条）
 - 第二節 大気指定工場等に関する総排出量規制（第二十六条—第三十五条）
 - 第三節 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等（第三十六条—第四十五条の二）
 - 第四節 特定建設作業等に関する規制（第四十六条—第五十二条）
 - 第五節 地下水の採取に関する規制（第五十三条—第六十四条）
 - 第六節 悪臭の防止義務等（第六十五条）
 - 第七節 屋外燃焼行為に関する規制（第六十六条）
 - 第八節 化学物質の適正な管理（第六十七条—第七十一条）
- 第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置
 - 第一節 地球温暖化の防止（第七十二条—第七十五条）
 - 第一節の二 建築物に係る環境への負荷の低減（第七十五条の二—第七十五条の七）
 - 第二節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第七十六条—第八十二条）
 - 第三節 生活排水対策（第八十三条—第八十六条）
 - 第四節 循環型社会の形成（第八十七条—第九十条）
- 第四章 公害の防止等のためのその他の措置（第九十一条—第九十八条）
- 第五章 雑則（第九十九条—第一百七条）
- 第六章 罰則（第一百八条—第一百十五条）
- 附則
 - 第一章 総則

（県の責務）

第三条 県は、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全（以下「公害の防止等」という。）に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止等のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関し、県が実施する公害の防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第五条 県民は、県が実施する公害の防止等に関する施策に協力する等により公害の防止等に寄与するよう努めなければならない。

第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第一節 地球温暖化の防止

（地球温暖化の防止に関する計画等）

第七十二条 知事は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス総排出量（同条第五項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。以下同じ。）の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するために必要な県、事業者及び県民のそれぞれが取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等（同条第二項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。以下同じ。）のための措置に関する計画を定めるとともに、地球温暖化の防止を図るための施策を推進するものとする。

2 事業者及び県民は、前項の計画に従い、その事業活動又は日常生活において、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有効利用、建築物等の緑化その他の地球温暖化の防止を図るための措置に取り組むよう努めなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第七十三条 温室効果ガス総排出量が相当程度多い者として規則で定めるもの(以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- 2 地球温暖化対策事業者は、前項の規定により地球温暖化対策計画書を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出があったときは、温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の状況その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(地球温暖化対策実施状況書の作成等)

第七十四条 地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を記載した書面(以下「地球温暖化対策実施状況書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、地球温暖化対策実施状況書について準用する。

(地球温暖化対策計画書等の提出に係る勧告)

第七十五条 知事は、地球温暖化対策事業者が第七十三条第一項又は前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書を提出しないときは、その者に対し、これを提出すべきことを勧告することができる。

第一節の二 建築物に係る環境への負荷の低減

(建築物環境配慮指針の策定等)

第七十五条の二 知事は、建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者が建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるに当たって配慮すべき事項及び当該措置の評価の方法に関する指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第三十八条第二項の規定は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更した場合について準用する。
- 3 建築物の新築等をしようとする者は、建築物環境配慮指針に従い、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定建築物環境配慮計画書の作成等)

第七十五条の三 規則で定める規模を超える建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「特定建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定建築物の名称及び所在地
 - 三 特定建築物の概要
 - 四 特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るために講じようとする措置
 - 五 前号に掲げる事項について建築物環境配慮指針に従い実施した評価の結果
 - 六 特定建築物の新築等の工事の完了予定日
 - 七 その他規則で定める事項
- 2 知事は、特定建築物環境配慮計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該計画書の概要を公表するものとする。

(特定建築物環境配慮計画書の変更の届出等)

第七十五条の四 特定建築物の新築等の工事が完了するまでの間に、当該特定建築物に係る前条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定建築物に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定建築主は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る変

更後の特定建築物環境配慮計画書の概要を公表するものとする。

(新築等の工事完了の届出等)

第七十五条の五 特定建築主は、特定建築物の新築等の工事を完了し、又は取りやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該工事の完了又は取りやめの日を公表するものとする。

(特定建築主に対する指導又は助言)

第七十五条の六 知事は、特定建築物環境配慮計画書の提出又は第七十五条の四第一項の規定による届出があった場合において、当該提出又は届出に係る第七十五条の三第一項第四号に掲げる事項が建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(特定建築物環境配慮計画書の提出等に係る勧告)

第七十五条の七 知事は、特定建築主が特定建築物環境配慮計画書の提出若しくは第七十五条の四第一項若しくは第七十五条の五第一項の規定による届出（以下「提出等」という。）をせず、又は虚偽の提出等をしたときは、その者に対し、提出等をし、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

第二節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

(自動車の走行量の抑制等)

第七十六条 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者は、自動車を効率的に利用すること、公共交通機関を利用すること等により、自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

2 自動車を使用する者は、自動車の適正な運転及び必要な整備を行うことにより、当該自動車の運行に伴い発生する排出ガス（自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素その他の物質で規則で定めるものをいう。以下同じ。）及び騒音を最少限度にとどめるよう努めなければならない。

(自動車の駐停車時の原動機の停止義務等)

第七十七条 自動車を運転する者は、自動車を駐車し、又は停車するときは、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車を当該緊急用務のために使用している場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

2 事業者は、その事業活動に伴い従業者に自動車を運転させる場合には、当該従業者に対し、自動車を駐車し、又は停車するとき（前項ただし書に規定する場合を除く。次条において同じ。）は、当該自動車の原動機を停止するよう指導しなければならない。

(駐車場設置者等の周知義務)

第七十八条 規則で定める規模以上の駐車場を設置し、又は管理している者（以下「駐車場設置者等」という。）は、看板、放送、書面等により、当該駐車場を利用する者に対し、当該駐車場内において自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止すべきことを周知するための措置を講じなければならない。

(低公害車の購入等)

第七十九条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスが発生しないか若しくはその量が相当程度少ない自動車に規則で定めるもの（以下「低公害車」という。）又は排出ガスの量がより少ない自動車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(低公害車の導入義務等)

第八十条 事業の用に供する自動車（規則で定めるものを除く。）の台数が規則で定める台数以上である事業者（以下「特定自動車使用事業者」という。）は、当該自動車の台数に対する低公害車の台数の割合（以下「低公害車導入割合」という。）を規則で定める割合以上としなければならない。

い。

- 2 特定自動車使用事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、前年度末の低公害車導入割合その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、低公害車導入割合その他規則で定める事項を公表するものとする。

(自動車販売業者による環境情報の説明義務等)

第八十一条 過去に道路運送車両法第五十八条第一項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車で規則で定めるもの(以下この条において「新車」という。)を販売することを業とする者(以下「自動車販売業者」という。)は、その販売する新車の排出ガスの量その他の規則で定める事項(以下この条において「環境情報」という。)を記載した書面等を当該事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対し、当該新車の環境情報を記載した書面を交付し、及びその説明を行わなければならない。

(自動車の駐停車時の原動機の停止等に係る勧告)

第八十二条 知事は、自動車を運転する者、事業者、駐車場設置者等又は特定自動車使用事業者が第七十七条、第七十八条又は第八十条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第四節 循環型社会の形成

(循環型社会の形成に関する施策の実施等)

第八十七条 県は、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第九条に規定する基本原則(以下この節において「基本原則」という。)にのっとり、循環型社会の形成を推進するため、事業者、県民及び市町村と連携を図りながら、製品等が廃棄物等(同法第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。以下この節において同じ。)となることが抑制され、並びに循環資源(同条第三項に規定する循環資源をいう。以下同じ。)について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う循環型社会の形成に関する活動が促進されるよう、情報の適切な提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境物品等の調達の推進)

第八十八条 知事は、毎年度、県が行う物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百十号)第二条第一項に規定する環境物品等をいう。)の調達の推進を図るための方針を作成するものとする。

- 2 県は、前項の方針に基づき、当該年度における物品及び役務の調達を行うものとする。

(事業活動における廃棄物等の発生抑制等)

第八十九条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(日常生活における廃棄物等の発生抑制等)

第九十条 県民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し県及び市町村の施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。